

監 査 報 告 書

令和7年5月15日

社会福祉法人鶴川慶寿会
理事長 菊池晃啓 殿

監事

齊藤 広

監事

大澤 輝 芳

私たち監事は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

- 1 監査日時 令和7年5月15日（木）14:00～15:30
- 2 監査場所 特別養護老人ホーム胆振東部鶴川慶寿苑 癒しの間
- 3 監査対象 法人本部
特別養護老人ホーム胆振東部鶴川慶寿苑
高齢者生活交流センターひだまりの里（高齢者共同生活住宅こごみ荘、むかわ町高齢者グループホームふきのとう）
- 4 立会者名 鶴川慶寿会理事長 菊池晃啓
法人本部事務局長・胆振東部鶴川慶寿苑施設長 野宮誠
高齢者共同生活住宅こごみ荘管理者 小原由貴子
胆振東部鶴川慶寿苑総務課長 鵠学
胆振東部鶴川慶寿苑総務会計課長 光成致典

5 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び職員と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告書及びその付属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその付属明細書）及び財産目録について検討しました。

また、利用者預り金の管理状況、利用者及び待機者の状況、人財確保の状況について検討しました。

6 監事の意見

(1) 事業報告書の監査結果

①事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

②理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支、純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

(3) 利用者預り金の監査結果

出納状況、証憑、通帳の調査を行い、適正に管理されているものと認めます。

(4) 長年の赤字経営から脱却し黒字経営になったことを高く評価します。

以上